

Title	『沙石集』と聖徳太子
Author	小林, 直樹
Citation	人文研究. 55 卷 4 号, p.13-21.
Issue Date	2004-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

『沙石集』と聖徳太子

小林直樹

一

我が国の仏教説話集において聖徳太子の占める位置は極めて高い。出雲路修氏はこの点につき、次のように指摘している。

……《日本国現報善惡靈異記》延暦六年原撰本・《日本往生極樂記》現存本・《本朝法華驗記》・《今昔物語集》本朝仏法部、といった、日本仏教を史的に叙述する著作のすべてが聖徳太子の説話を冒頭に配していることからわかるように、聖徳太子を日本仏教の始源に位置させることが、奈良時代・平安時代の、ごくふうの考えであった。後代の《三國伝記》巻六〔古典文庫〕にいうように、「本朝仏法之元祖上宮太子」だったのである。

そうした認識は、日本の仏法の歴史について思いをめぐらす前近代の人々にとって、ほとんど自明の、動かしがたい前提であったのだから。もつとも、その不動の前提の周辺に展開する言説に注目すると、

太子の遇し方に作品間で微妙な差異が存在することにも気付くのである。たとえば、出雲路氏も例に挙げた『三國伝記』の場合、太子は確かに本朝話劈頭に据えられ、「本朝仏法之元祖」として扱われていることは間違いないけれども、一方で、全巻の掉尾に配された、太子と日本の神祇との提携を語る説話からは、太子による日本国の仏法興隆が神祇の協力を得て初めて成ったとの認識が示されているようにも受け取れるのである。

このように仏教説話集における「本朝仏法之元祖」聖徳太子の周辺に展開する言説に留意する時、それぞれの作品の仏教史理解や思想的基盤が透けて見えてくる部分があるように思われる。そうした見通しの下、本稿では、従来顧みられる機会の少なかった『沙石集』における太子関連記事に焦点を当て、そこから浮かび上がる、仏教史理解をめぐって示される無住の姿勢に注目してみることにはしたい。

二

無住の聖徳太子信仰自体は、実は『沙石集』よりも、自伝的記事も豊富な『雑談集』において、さらに直接的な形で表明されている。ここでは、『沙石集』の考察に入る前段として、『雑談集』における太子関連記事を瞥見しておくことにしたい。

まず、同書卷三「愚老述懐」によれば、無住は聖徳太子建立の靈所・四天王寺をはじめ太子ゆかりの旧跡に実際に足を運んでいる。

……上宮太子ノ御建立、佛法最初ノ四天王寺、並ニ彼御誕生ノ橘寺、御建立法隆寺、御廟窟、如_キ此_ノ靈所思フサマニ_レ之_ヲ。

その折、無住は四天王寺で太子の御手印縁起（「四天王寺御手印縁起」）を実見した。同じく「愚老述懐」の条に、「故最明寺ノ禪門」（北条時頼）とその母「故松下ノ禪尼」、さらには彼女の尊敬する「上東門の女院」（藤原彰子）とその女房たちの、厚い仏教信仰を語る挿話を記した後、無住は以下のようにつづけている。

上宮聖靈ノ御手印ノ縁起、天王寺ニアリ。先年拝シキ。「我滅後二大ナル寺ヲモ立テ、仏法ヲモ弘通セム人ヲバ、我後身ト知レ」ト記シ給ヘリ。サレバ不_レ知_レ為、此ノ人々在家・出家ハ云ベカラス、聖靈ノ後身ニモヲハスランカシ。ヲロカニヲモハメヤ。

縁起における太子の言葉は無住に強い印象を刻したのである。彼はその言葉に触発されて、北条時頼らを太子の生まれ変わりと評している。

太子の後身をめぐる記述は、さらに卷七「法華ノ事」にも見出せる。

代々ノ高僧・明主タリ。分ハ彼ノ後身ト云ヘリ。弘法大師・聖武天皇・醍醐ノ尊師等是也。御手印ノ縁起ニ、「我が滅後二大ニ仏法ヲ弘通セム。我後身ト知レ」トノ給ヘリ。

ここでは、弘法大師、聖武天皇、醍醐の尊師（聖宝）らが、やはり縁起の言葉を拠り所に太子の生まれ変わりであると語られる。

それでは、このように転生を重ねる聖徳太子自身は、無住によっていかなる存在と認識されていたのかというに、それは、「観音ノ垂迹」（卷三「乗戒緩急ノ事」、卷七「法華ノ事」、卷九「仏法二世ノ益並ニ逆修ノ事」）であり、かつ「日域ニ仏法ノ弘通濫觴」（卷七「法華ノ事」というものであった。

以上の記述から窺えるところでは、無住は聖徳太子に少なからぬ信仰を寄せており、多くの説話集撰者同様、太子を日本仏法の「濫觴」と見なす立場にたっていたものようである。しかしながら、無住の今一つの作品『沙石集』においては、その「濫觴」の位置をめぐって彼の微妙な認識が示される。その点の検討は、章を改めて行うことにしよう。

三

『沙石集』における聖徳太子関連記事で、まず第一に挙げなければ

ならないのは、卷二冒頭に位置する「仏舍利ヲ感得シタル人ノ事」⁽⁴⁾であろう。河内国の入道・生蓮房は長年の宿願であつた仏舍利を聖徳太子廟において感得する。

仏舍利は当時の人々にどのように認識されていたのだろうか。「溪嵐拾葉集」卷一「仏舍利身常可奉安置事」には次のような記述が見える。

仏子某今生受人身也。大慶者有奉遇釈尊之舍利。現乍為生身之凡夫、親奉礼如来色身。……

ここでは「釈尊之舍利」を「如来色身」、すなわち目に見える仏の身体として捉えている。仏舍利はいわば釈迦の化身にも等しい存在であつたのである。

『沙石集』卷二では、この冒頭話以降、薬師、阿弥陀、観音、地藏、不動、弥勒といった諸仏菩薩の靈験譚が語られていくから、当話における仏舍利が釈迦と同一視されていることはほぼ間違いない。その仏舍利が他ならぬ太子廟において出現したという点がここでは重要であろう。すなわち、そこには聖徳太子を釈迦と重ね合わせにして捉えようとする視点、太子を日本の釈迦的存在として理解しようとする姿勢が窺えるように思われる。

その姿勢は『雑談集』に見られた太子を日本仏法の「濫觴」と見なす立場と通底しよう。実際、同じ卷二「薬師観音ノ利益ニヨリテ命ヲ全スル事」には、観音についての概説的記事につづけて次のように述べられる。

別^{ワキテハ}日域ノ仏法ノ濫觴、聖徳太子、救世観音ノ御方便也。

ちなみに、この直後に、「密教ノ習^{ナリ}ニハ、ミダ観音一体ナガラ因果ノ差別也。……旁々本朝ニハ、一乗ミダ観音有縁ノ国也。深く信ヲ致スベシ」とつづけるところよりすれば、無住は密教的な観音理解を念頭にここを記した可能性が高い。

同様な理解が示された、さらに注目すべき記述が卷一〇末「建仁寺ノ門徒ノ中ニ臨終日出事」の中に認められる。

此国ハ金剛一乗有縁ノ国也。地力相応ト云テ、相応ノ地アルベシ。日本ハ独古ノ形ノ故ニ、一乗ニカタドル。五方ノ鈴ヲ立時キ、^{マヤ}狂古ハ西方也。是一乗弥陀観音ニツカサドル。太子ハ観音ノ他身トシテ、始テ佛法ヲ弘メ給ヘルモ、ヨシアルベシ。

日本が「金剛一乗」すなわち真言密教ゆかりの国だと述べ、その所以を日本国が独鈷の形をしている点に求めている。さらに密教儀礼に關わる解釈を持ち込み、「五方ノ鈴」を立てる時、「独古」(金剛一乗)は「西方」(阿弥陀ノ観音)に位置するから、「(金剛)一乗弥陀観音」にあたるのであり、したがって「観音」の化身である聖徳太子が「金剛一乗有縁ノ」この国に「始テ佛法ヲ弘メ給ヘルモ」理由のあることなのだとする。いわば無住はここで、太子が日本仏法の「濫觴」たりえた理由を真言密教(金剛一乗)に求めているわけである。

『沙石集』における注目すべき太子関連記事の第二は、卷五末「権化ノ和歌歌詠給事」に現れる。そこでは、来朝した高麗の日羅が太子の正体を観音の化身と見抜く説話につづいて、有名な片岡山の飢人と太

子が問答する説話が語られ、飢人の正体が以下のように明かされる。

彼飢人ハ達磨大師也。平氏ガ太子伝ニミヘタリ。太子、先生ニハ、大唐ノ衡州ノ衡山ニヲハシケリ。惠思禪師是也。達磨大師、太子ヲス、メ給ハク、彼東海ノ人、因果ヲシラズ、仏法ヲキカズ。生ヲ殺シテ食トシ、生ヲ殺シテ衣トス。君、彼ノ国ニ因縁イマス。彼国ニ生テ仏法ヲヒロメ、衆生ヲ利シ給ヘ、トス、メ給ケル故ニ、太子我国ニ生給ヘリ。サレバ、本朝ニ仏法ヒロマリ、我等マデ三宝ノ名字ヲキ、因果ノ道理ヲ弁ル事、偏ニ太子ノ御恩徳ナリ。其源ヲ尋バ、達磨大師ノ御勸メヨリ起レリ。御方便、誠ニ忝ナシ。

飢人の正体は実は達磨であり、彼は聖徳太子が前生に慧思禪師として中国衡山にて修行中、太子に日本行きを勧めた人物であるという。無住はここでも「サレバ、本朝ニ仏法ヒロマリ、我等マデ三宝ノ名字ヲキ、因果ノ道理ヲ弁ル事、偏ニ太子ノ御恩徳ナリ」と、日本仏法の「濫觴」としての太子の事績に言及するが、すぐつづけて「其源ヲ尋バ、達磨大師ノ御勸メヨリ起レリ。御方便、誠ニ忝ナシ」と、その事績を生んだ真の功業者が達磨であると称揚する。無住はさらに後文で「然バ、我国ノ仏法ノ濫觴、文珠達磨大師ノ善巧ヨリ起レルニヤ」とも繰り返しており、「我国ノ仏法ノ濫觴」が聖徳太子であることを認めながらも、その「濫觴」を可能にしたのが達磨であると強調してやまないのである。すなわち、無住は太子が日本仏法の「濫觴」たりえた理由を、ここでは達磨に求めていることになろう。

さて、『沙石集』における聖徳太子関係記事で注目すべき第三のもの、再び巻一〇末「建仁寺ノ門徒ノ中ニ臨終目出事」の中に登場する。それは、栄西が生前「禪門ハ内行」に止め、「我滅後五十年ニ禪門興スベシ」とした予言が北条時頼の時代に建長寺の建立を以て実現したことを述べた後に、ふと現れる以下のような記述である。

仏法ノ興廢、時ニヨル事ナレバ、志アリナガラ興シガクヤヲハシケン。上宮太子ハ観音ノ化身ナガラ、戒律ハナヲ興シ給ハデ、鑑真和尚ハジメテ戒壇ヲ立テ、如レ此受戒ノ作法ハ我朝ニハジマレルガ如シ。

引用の第一文は「禪門」をめぐる栄西の事績を言う。それを第二文で聖徳太子の「戒律」をめぐる事績に比定しようとしているのである。「観音ノ化身」である聖徳太子は「戒律」の興隆についても（ちよほど栄西が「禪門」についてそうであったように）おそらく「志」は持っていたのであろうが、それを広めるには未だ時宜を得ず、その実現には鑑真の来朝を待たねばならなかったのだと説く。ここに、これまで見てきた諸記事をも併せて考えるなら、無住の認識は次のように敷衍されようか。すなわち、聖徳太子は確かに日本仏法の「濫觴」には違いないが、彼が広めた仏法の中に戒律は含まれておらず、太子を「濫觴」とする日本仏法は鑑真の参加を得て初めて完全なものとなったのである¹⁰、と。

以上、『沙石集』における注目すべき聖徳太子関連記事を見てきた。そこからは「日域ノ仏法ノ濫觴」、「本朝ニ仏法ヒロマ」る機縁

への無住の強い関心が看取されたように思う。自らの信ずる仏法がどこから来るものであるのか、その淵源を知りたい、その経路を確認したいとの思いが無住には当然あつたらう。もちろん、彼にとつても「日域ノ仏法ノ濫觴」は、あくまで聖徳太子であつた。しかし、その大前提を信じつつも、どうしてもそこに収束させきれない部分が、先に見た三箇所の記述には露頭しているのではなからうか。すなわち、それは、太子が「日域ノ仏法ノ濫觴」たりえた理由として言及された、日本が真言密教ゆかりの国であるとの条件、ならびに太子を導いた達磨の存在、さらに太子の「濫觴」を補完した鑑真の存在の三点である。言うまでもなく、達磨は禅宗の祖、鑑真は日本律宗の祖と目される人物であるから、無住のこだわりは要するに真言と禅と律とに対するものであつたと言ひ換えてもよからう。

我々はこれら仏法の初発をめぐる記述に必ず現れる聖徳太子の名を見るにつけ、日本仏法太子「濫觴」説が当時の人々の発想をいかに強く規制していたか、改めて思い知らされる。と同時に、無住がその規制と調整をはかりつつ、「日域ノ仏法ノ濫觴」の全てを太子に帰するのではなく、真言、禅、律の「濫觴」と関わる部分ではそれぞれに条件を付しつつ折り合いをつけていこうとする姿勢を見せていることに注目せざるをえない。彼の信ずる仏法の核心が奈辺にあつたか、これらの点に自ずから現れていると見るべきだろう。

四

本稿では、聖徳太子の日本仏法「濫觴」説をめぐる無住の言説に専ら注目することによって、「沙石集」執筆時における彼の仏法の立脚点を探ろうとした。「沙石集」における無住の言説から再現される日本の仏法「濫觴」の大まかなイメージは、独鈷の形をした真言密教ゆかりの国¹⁾に、禅宗の祖・達磨の勧めをうけて転生した観音の化身・聖徳太子が初めて仏法を広め、その後、戒律に関しては鑑真が太子の意を汲んで補完した、というものである。そこからは、諸宗の中でもとりわけ真言と禅と律への無住のこだわりが透けて見えるようである。

『沙石集』の諸宗融和的特色は古くから注目され、無住についても、『雑談集』の自伝的記事その他を基に、彼の禅僧、律僧、密教僧それぞれの側面に光を当てた研究がなされてきたが、そうした無住の諸側面のうちのどこにより比重を置いて考えるかは論者によって必ずしも一定しない。しかしながら、それらとはいささか視点を異にする本稿の考察からは、真言、禅、律のいずれかに特に比重が置かれているという徴証は認められず、むしろ無住にとっては三者がそれぞれに抜き差しならない意味を有しているという状況が窺えるのである。聖徳太子の日本仏法「濫觴」説をめぐる示された、かかる無住の真言、禅、律へのこだわりは、どのような環境に由来するのか、最後に考えておきたい。

これらのうち禅への関心が示された、卷五末「権化ノ和歌翫給事」の飢人を達磨と語る説については、牧野和夫氏が「太子の伝記類を除き、『沙石集』、宴曲『曹源宗』にのみ行われていることは注目に値する。『沙石集』の著者無住、『曹源宗』の著者雲巖居士、いずれも臨済禅をうけたものたちである」とし、当説が臨済禅的環境の中で「広く行われていたらしいのである」と推測している¹²⁾。

他の二つ、真言密教と鑑真の戒律に対するこだわりの示される言説に關しても、それらがいずれも卷一〇末「建仁寺ノ門徒ノ中ニ臨終日出事」の中に現れることからすれば、やはり建仁寺開山・榮西流の臨済禅との関連においてまずは捉えておくのが穩当であろう。よく知られるように、無住は榮西の孫弟子にあたる朗誉や円爾に学んでいるが、そうした榮西流の兼修禅的特色を、無住自身、同じ「建仁寺ノ門徒ノ中ニ臨終日出事」の中で次のように説明している。

故建仁寺ノ本願僧正榮西ノ流ハ、法々ノ是非揀扱レンゼツ〔ナ〕ク、戒律ヲモ学シテ威儀ヲ守リ、天台・真言・禅門共ニ翫シベル。念仏ヲモス（ス）メラレタリ。

また、榮西自身の宗風についても、「戒門・天台・真言ナンドカネテ、一向ノ唐様ヲ行ゼラズ。……殊ニハ真言ヲ面トシテ、禅門ハ内行ナリキ」と、その禅が真言密教色の強いものであったことを述べている。

さらに、榮西の一連の関連記事の末尾に榮西臨終前の「最後ノ説戒」の挿話を語るが、鑑真のもたらした戒律へのこだわりが示される

当該の言説は、この榮西の挿話の直前に位置しており、おそらく榮西の戒律重視の姿勢をも念頭に置いて記されたものと推測される¹³⁾。濃厚な密教色を指摘される榮西の禅は、一方では「戒律と不離の關係にあ」るものと言われ、彼自身「持戒梵行によつて仏教再興を計つた戒律為本の実践者であつた」とされるのである¹⁴⁾。

榮西禅のそうした特色は彼の弟子たちにも受け継がれていったであろう。実際、『沙石集』卷六「説戒ニ惡口シテ利益セル事」では、榮西の弟子で「顕密共ニ達」した人物である榮朝が、説戒の座において「如法ニ戒行ヲマボ」ることの大切さを山伏に教化する説話が語られる。戒律を重視する密教色の強い禅は、さらに榮朝の弟子の朗誉や円爾に受け継がれ、無住のもとにまで届いたことは、何よりも先に引用した「故建仁寺ノ本願僧正榮西ノ流ハ……」という彼自身の言葉が裏書きしていよう。

もとより、無住の真言や律へのこだわりを臨済禅的環境だけに帰結させることはできない。『雑談集』「愚老述懐」が語るところでは、無住は二十代後半で西大寺流律宗の教線に触れ「律学六七年」に及んだというし、三十六歳時には菩提山正曆寺において「東寺ノ三寶院ノ一流」を伝授されている。それらが無住の思想に大きな影響を与えたことは容易に想像されよう¹⁵⁾。ただ、見てきたように『沙石集』においては禅はもちろんのこと、仏教史理解をめぐる真言や律への無住のこだわりが、いずれも臨済禅的文脈の中で表明されている点は注意されなければならない。

その意味で留意されるのは、たとえば西大寺流律宗の叡尊や忍性の影響が無住の内側のどの層にまで届いているのかという問題である。彼らは厚い太子信仰や舍利信仰を持つことでも知られており、この点で卷二の冒頭に両信仰の要素を併せ持つ「仏舍利ヲ感得シタル人ノ事」を布置した無住との関わりが大いに気になるところである。

無住は忍性のもとより、叡尊とも直接交渉を持った可能性が高い。その叡尊が建長六年（一二五四）に作成したのが『聖徳太子講式』である。叡尊はそこで『沙石集』同様、文珠の化身である達磨が太子の前生・慧思に対し日本行きを勧める挿話を引き、両者の関係を次のように説いている。

聖靈昔シ在テ大唐ノ衡山ニ言ヒシニ思禪師ト之時、文珠化シテ波羅門僧達磨ト一、勸メテ禪師ト曰ク、何故ニカ化留メテ此山ニ不レ遍セシ十方ニ、所以ニ因果並ニ已マ、東海ニ誕生シ玉ヘ、彼ノ国ニ無レ機、人情廉悪ニシテ、貪欲ヲ為シ行ト殺害ヲ為シ食ト、宜ク令シ玉ヘ宣ニ暢シテ正法ヲ諫止セ殺生ヲ上文。……太子奏シテ言ク、仏ノ之垂レ教ト、非有非無、諸善奉行、諸惡莫作ト文。非有非無ト者中道ノ妙理、斷惡修善ト者修行ノ漸次ナリ。斷惡ノ之中ニハ離欲ヲ始ト、修善ノ中ニハ施戒ヲ為レ□。何ヲ以テ然ルトナラハ者華嚴經ニ説ク戒ハ是レ無上菩提ノ本ナリ、応ヘシニ当ニ具足持シテ淨戒ト、若能堅持シテ於禁戒ト、則チ是レ如来ニ所ラト讃嘆ト上文。……是以太子創造リニ敬田院ト、以テ定メ戒律ノ場ト、……又、離レニ殺生ト者ハ十善ノ最初、十重ノ第一ナリ。文珠勸メテ衡山ノ禪師ト、令玉ヲ諫止セ我國ノ殺生ト。太子奏シテ敏

達天皇ニ、令メ玉ヲ禁セニ六斎ノ殺生ト。加レ之推古天皇十九年夏五月、幸シテ子菟田野ト、自ラ觀テ虜人ノ逐フテレ獸ト、太子諫言ク、殺生ノ罪ハ仏教尤モ重シ、儒童菩薩漸ク降メ其礼ヲ、釈子ノ五戒ノ一ノ不殺生ハ外典ニ云フ仁ナリ、彼此相ヒ合ヘリ、伏テ願クハ陛下永斷チ玉ト、此事ト。天皇勅シテ曰ク、朕カ為テニ女主ト、好ムニ此ノ殺生ト、是レ朕カ之過ナリ也、深ク以テ慚愧ス、自リ今マ以後、為メニ太子ノ斷セント文。仏法ノ大詮ハ文珠ノ勸励、太子ノ誓願、已ニ以テ如シレ此ノ……

この記事の言説の特徴につき、追塩千尋氏はまず「第一に、達磨を媒介として太子と文珠の関係を付けていること」を挙げ、つづいて以下のように指摘する。

第二に、文珠が太子に勧めた内容は殺生禁断にある、と太子と戒律との関係をつけていることである。叡尊は『講式』の後半のあちこちで、太子が強調した点は「斷惡修善」の道であり、そのためには淨戒を守らなければならないことを太子が説いているとして太子と戒律との関係付けを行い、その例をいくつか挙げていく。……以上のように、ある意味では仏教史の常識を無視する形で戒律との関係をつけ、ならびに先程の文珠との関係をつけた叡尊の太子親は当時においてはかなり独特のものであったと思われる。

太子と戒律との関係をめぐるとこのような叡尊の理解は、無住のそれとはかなりの隔たりが認められよう。『沙石集』において示された無住の戒律へのこだわりが臨濟禪の環境と深く関わることを、この点は裏

書きしているように思うのである。

『沙石集』執筆時、無住のそれまでの経験は、「戒律ヲモ学シテ威儀ヲ守リ、天台・真言・禪門共ニ翫ベル」臨濟禪的環境の中に包摂されつつあったのだから。しかしながら、そのことの判断のためには、『沙石集』における臨濟禪的環境の実態的な解明がさらに推し進められる必要がある。

〔注〕

- (1) 出雲路修「《三宝絵》の編纂」『説話集の世界』（岩波書店、一九八八年）
- (2) 拙稿「『三国伝記』と太子・観音」『国語と国文学』第七八巻五号（二〇〇一年五月）、同「『三国伝記』と『長谷寺験記』——観音と神々の提携——」『人文研究』第五三巻第四分冊（二〇〇一年一月）。
- (3) 引用は、山田昭全・三木紀人校注『雑談集』（三弥井書店、一九七三年）の本文による。但し、一部表記等を私に改めた。
- (4) 引用は、広本系の市立米沢図書館蔵本を底本とする、渡辺綱也校訂『校訂広本沙石集』（日本書房、一九四三年）の本文による。ただし、濁点を施し、表記等も私に改めた部分がある。また、元応本（北野克編『元応本沙石集』汲古書院、一九八〇年）により補訂した箇所には「〔 〕」を付した。なお、本稿で扱う太子関連記事は、巻一〇の後半部を

欠く梵舞本などを除き、諸本に認められるものである。

- (5) 引用は、大正新修大藏經第七六巻による。
- (6) こうした存在に無住が注目した背景については、拙稿「真如の顕現——『沙石集』の構想——」『人文研究』第四六巻第二分冊（一九九四年一二月）参照。
- (7) 『雑談集』巻九「仏法二世ノ益並ニ逆修ノ事」にも「日域ニハ、上宮聖靈ハ観音ノ垂跡、如クニ釈尊ノ出世ノ……」と、同様な認識が示されている。
- (8) 『沙石集』巻二の先引部分に示されている「密教ノ習^{ナラヒ}ニハ、ミダ観音一体」との習合思想による解釈。
- (9) 先引『雑談集』巻七「法華ノ事」で、太子の後身として名前を挙げられたのが「弘法大師・聖武天皇・醍醐ノ尊師」であった点も想起されよう。
- (10) 『雑談集』巻八「持律坐禪ノ事」でも、「大権ノ垂跡、上宮聖靈、立^テ伽藍^ヲ、度^シ僧尼^ヲ給シカドモ、五戒ノ分也ケリ。ワヅカニ経論ヲ学シ」と太子の戒律との関係には消極的な見方を示し、つづけて「時至テ、大唐ノ竜興寺ノ鑑真和尚渡給テ、観世音寺、東大寺、薬師寺、三ノ戒壇ヲ立テ、如法ノ十師、具足ノ比丘戒ノ作法有ケリ。……」と鑑真が正式に戒律をもたらしたことを述べている。
- (11) その背後に、『沙石集』巻一巻頭で語られる、「大日ノ印文」起源の因とのイメージも描曳していよう。
- (12) 牧野和夫「鎌倉時代後期の禅僧と『太子伝』と唱導——中世有馬温泉

の唱導活動について——」『中世の説話と学問』（和泉書院、一九九一年）。

(13) 『雑談集』巻九「仏法ノ盛衰ノ事」でも、「聖武天皇ノ御宇、唐朝ノ竜興寺ノ鑑真和尚、我国へ来り給テ、如法ノ受戒始テ行々。如法ノ持齋梵行、殆ト如ク在セリナリケルニヤ」と鑑真の功績に触れた後、「故建仁寺本願、度唐シテ、如法ノ大袈裟・大衣・持斎ノ行儀、始行テ、中興ノ師也」と栄西が鑑真の事績を継ぐ「中興」の人物であると位置付ける。また、注(10)に引用した「持律坐禪ノ事」で鑑真の挿話を語った直後に「近キ此、我方禪法ノ師、渡唐シテ如法律儀伝受。北京ノ中興ノ事也」と語られる「我方禪法ノ師」の筆頭にも栄西が想定されよう。

(14) 古田紹欽『日本仏教思想史の諸問題——鎌倉・江戸時代——』（春秋社、一九六四年）。

(15) 栄西と円爾との類似点については、古田紹欽「円爾——栄西と道元を踏まえて——」『日本禅宗史の諸問題』（大東出版社、一九八八年）等参照。

(16) 三木紀人「作者の略伝」（注(3)同書「解説」）。

(17) 最近では、伊藤聡「『沙石集』と中世神道説——冒頭話「大神宮御事」を巡って」『説話文学研究』第三五号（二〇〇〇年七月）、同「猿投神社蔵の無住撰述『三昧耶戒作法』について」『愛知県史研究』第五号（二〇〇一年）が、無住のこの側面を照射している。

(18) 堤禎子「常陸における無住の師について」『茨城史林』第九号（一九八〇年六月）。追塩千尋「叡尊の東国下向」『中世の南部仏教』（吉川

弘文館、一九九五年）。

(19) 『聖徳太子講式』の引用は、『聖徳太子全集』第五卷（龍吟社、一九四三年）による。引用に際し、一部表記等を改めた。

(20) 追塩千尋「叡尊の諸信仰と慈善救済事業」（注(18)同書）。